

## 新宿区基本計画（骨子案）の施策体系及び個別施策Ⅱ－3③

## 4 骨子案の施策体系

## 基本政策Ⅰ 暮らしやすさ1番の新宿

個別 施策	1 生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる <b>健康寿命の延伸</b> に向けた取組みの充実
	2 住み慣れた地域で暮らし続けられる <b>地域包括ケアシステム</b> の構築
	3 <b>障害者</b> がいきいきと暮らし続けられる環境の整備
	4 安心できる <b>子育て</b> 環境の整備
	5 未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす <b>学校教育</b> の充実
	6 <b>セーフティネット</b> の整備充実
	7 <b>女性</b> や <b>若者</b> が活躍できる地域づくりの推進
	8 <b>地域</b> の課題を共有し、ともに考え、 <b>地域</b> の実情に合ったまちづくりの推進
	9 地域での <b>生活を支える</b> 取組みの推進

## 基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別 施策	1 <b>災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり</b>
	① 建築物等の <b>耐震化</b> の推進
	② <b>木造住宅密集地域</b> 解消の取組みの推進
	③ <b>市街地整備</b> による防災・住環境等の向上
	④ 災害に強い <b>都市基盤</b> の整備
	2 <b>災害に強い体制</b> づくり
	3 暮らしやすい <b>安全で安心なまち</b> の実現
	① <b>犯罪</b> のない安心なまちづくり
	② <b>感染症</b> の予防と拡大防止
③ 良好な <b>生活環境</b> づくりの推進	

## 基本政策Ⅲ 賑わい都市・新宿の創造

個別 施策	1 <b>回遊性</b> と <b>利便性</b> の向上による <b>魅力的</b> で歩いて楽しいまちづくり
	2 誰もが安心して楽しめる <b>エンターテインメントシティ</b> の実現
	3 地域特性を活かした <b>都市空間</b> づくり
	4 誰もが <b>自由に歩ける</b> 、利用しやすく、わかりやすいまちづくり
	5 <b>道路</b> 環境の整備
	6 <b>交通</b> 環境の整備
	7 豊かな <b>みどりの創造</b> と魅力ある <b>公園</b> 等の整備
	8 <b>地球温暖化対策</b> の推進
	9 <b>資源循環型社会</b> の構築
	10 活力ある <b>産業</b> が芽吹くまちの実現
	11 魅力ある <b>商店街</b> の活性化に向けた支援
	12 まちの <b>歴史</b> や <b>記憶</b> 、 <b>文化</b> 、 <b>芸術</b> など多様な魅力による賑わいの創造
	13 生涯にわたり <b>学習</b> ・ <b>スポーツ</b> 活動などを楽しむ環境の充実
	14 <b>多文化共生</b> のまちづくりの推進
	15 <b>平和都市</b> の推進

## 基本政策Ⅳ 健全な区財政の確立

個別 施策	1 効果的・効率的な <b>行財政運営</b>
	2 <b>公共施設</b> マネジメントの強化

## 基本政策Ⅴ 好感度1番の区役所

個別 施策	1 <b>窓口サービス</b> の充実
	2 <b>職員</b> の能力開発、意識改革の推進
	3 <b>地方分権</b> の推進

## 基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

### 個別施策1

#### 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

- ①建築物等の耐震化の推進
- ②木造住宅密集地域解消の取組みの推進
- ③市街地整備による防災・住環境等の向上

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくり等による安全で安心して住めるまち、逃げないですむまちをめざします。

建築物及び建築敷地の耐震化、木造住宅密集地域における住宅の建替え及び共同建替え等を促進するとともに、道路、公園等の公共施設を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物を耐震化することで、災害時において避難や救助活動、復旧復興活動等の重要な役割を担う道路機能を確保し、都市の防災性を強化します。

#### ④災害に強い都市基盤の整備

都市空間の防災機能を強化し、災害に強い都市づくりをめざします。

災害に強い道路・公園づくりを進め、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

### 個別施策2

#### 災害に強い体制づくり

高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちを目指します。

### 個別施策3

#### 暮らしやすい安全で安心なまちの実現

##### ①犯罪のない安心なまちづくり

すべての区民が、犯罪等の不安を感じることなく日々の生活を送ることができる、安全で安心な暮らしやすいまちをめざします。

##### ②感染症の予防と拡大防止 \*食の安全対策を含む

感染症や食中毒の発生・拡大を予防し、区民の生命及び健康を守ることでできるまちをめざします。

##### ③良好な生活環境づくりの推進

アスベストの除去や空き家の適切な管理、分譲マンションの適切な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

## 個別施策

## Ⅱ-3

## 暮らしやすい安全で安心なまちの実現

## ③良好な生活環境づくりの推進

## 1. めざすまちの姿・状態

アスベストの除去や空き家の適切な管理、分譲マンションの適切な維持管理を支援することで、誰もが安心できる住宅環境を実現します。

ポイ捨てや路上喫煙を防止し、騒音・振動・悪臭などの公害に対する規制・指導を行うとともに、大気測定、自動車騒音振動等の環境測定を継続して実施することで、良好な生活環境をつくります。

## 2. 現状と課題

**アスベスト対策**

- 平成27年度に実施した実態調査の結果でアスベスト有りと判明したものや、アスベストの有無が不明のものについては、継続して含有調査や除去等工事の実施を促すことが重要です。

**空き家等対策**

- 区内全域の空き家等の所在地や老朽化度等の現状を把握し、空き家等の適正な維持管理や有効活用の促進が必要となります。
- 空き家等の所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースがあります。
- 所有者の居住地が遠方のケースや所有者が判明しないケースなど、十分な改善要請を行うことが困難な場合があります。
- 廃棄物に起因する管理不全な建築物は再発する事例も多いため、生活改善などを関係部署と連携して対応していく必要があります。

**分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援**

- マンション管理相談員派遣制度の利用件数が伸びていないため、利用方法などについて更なる周知を図る必要があります。
- 管理組合が機能していないなどの分譲マンションの管理状況の実態把握に努め、ニーズの把握や対応策を検討し、支援を実施していく必要があります。

**路上喫煙対策**

- 来街者が多い新宿駅周辺などの路上喫煙対策、特に夜間時間帯への対策が課題です。
- 区で管理している喫煙所は、受動喫煙防止対策など、環境改善を進めていく必要があります。改善にあたっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要です。

**ポイ捨て防止対策**

- 観光客など来街者が増加しているため、ポイ捨て防止等キャンペーンのさらなる周知を行い、より一層のまち美化を推進していくことが求められています。

#### 公害の監視・規制・指導

- ・ 区は、住宅や事務所、工場・事業場、商業施設などが密集しているだけでなく、大規模な建設作業が行われることも多く、騒音・振動・悪臭等の公害が発生しやすい状況となっています。このような都市型公害による生活環境への影響を抑制することが求められています。
- ・ 大気測定や自動車騒音振動測定等を実施し、測定結果を公表することが区民の安全安心に繋がることから、継続的に環境測定を行っていく必要があります。
- ・ 新たな環境に関する課題等の発生に応じて適切に情報収集を行っていく必要があります。

### 3. 施策の方向性

#### アスベスト対策

- ・ 吹付けアスベストは劣化や損傷、建築物の解体工事等により飛散し健康被害を及ぼすものであるため、建築確認業務や解体の届出業務などの建築に関わる業務との連携の強化を図ります。
- ・ 平成 27 年度に実施した実態調査の結果を踏まえた啓発活動を実施し、アスベスト含有調査や適正な除去等の実施について働き掛けていきます。
- ・ 今後の周知・啓発方法として「まずは調査を」との呼び掛けを強化していき、区民の方々に所有建築物のアスベスト使用状況を把握していただくことで、アスベスト対策への関心を高めていきます。

#### 空き家等対策

- ・ 管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響の問題等に対処するため、特措法や条例に基づき問題解決に粘り強く取り組んでいきます。
- ・ 平成 28 年度に空き家等の所在地や老朽化度等の実態調査を行い、区内の空き家等の現状等を把握するとともに、結果を分析し平成 29 年度に「空家等対策計画」を策定して、同計画に基づき空き家等対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### 分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- ・ 分譲マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対して、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行い、区からの積極的なマンション管理相談員派遣を行うなど、再生への支援をしていきます。

#### 路上喫煙対策

- ・ ポイ捨てや受動喫煙を防止し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる新宿となるよう、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施するとともに、区民、事業者、来街者などへの路上喫煙禁止の普及啓発を行っていきます。

- ・ 区が設置している喫煙所について、受動喫煙への配慮など更なる対策のため、喫煙所の整備を進めていきます。

#### **公害の監視・規制・指導**

- ・ 公害の監視・規制・指導及びカラス・ハクビシン対策は、公害等を未然に防止し、良好な生活環境を維持するとともに、区民の暮らしや健康を守り、安全安心なまちづくりに不可欠な事業であるため、継続して行っています。
- ・ 今後も、環境測定を継続的かつ定期的に行うことで良好な生活環境づくりに努めていきます。

#### **4. 各主体の主な役割(例示)**

##### **○区民：**

まちの美化のための公共空間利用ルールの遵守

##### **○地域組織、NPO、コミュニティグループなど：**

分譲マンションの適正な維持管理・再生への取組

まちの美化のための公共空間利用ルールの徹底

##### **○事業者：**

排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮

分譲マンションの適正な維持管理・再生に係る事業への取組

##### **○区（行政）：**

まちの安全点検の推進

まちの美化のための活動への支援

公害対策の推進

分譲マンションの適正な維持管理・再生の支援

(路上喫煙禁止ポスター)



(クリーン作戦の様子)

